

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果と御意見に対する考え方

－22GHz帯FWA高度化システムの高度化に係る制度整備－

(令和7年12月18日～令和8年1月21日意見募集)

提出件数 7件 (法人：5件、団体：1件、個人：1件)

意見提出者一覧(五十音順)

株式会社NTTドコモ	株式会社国際電気	KDDI株式会社
自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会	ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
個人(1件)		

No.	提出者	提出された御意見	御意見に対する考え方	報告案修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	意見募集対象である省令案等の内容は、情報通信審議会より答申された、22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件を踏まえ、適切な内容となっていることから、本省令案に賛同します。本省令案等に沿って速やかに制度整備が進められることを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	UQコミュニケーションズ株式会社	本改正案は情報通信審議会において「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
3	KDDI株式会社	本改正案は情報通信審議会において「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。 今回、22GHz帯FWA高度化システムについて「22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」として定義されたことを受け、別表第一号第31並びに別表第三号第34に「22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備」についての規定の追記が必要と考えます。	前半部分については本案についての賛同意見として承ります。 後半部分については御意見のとおり、無線設備規則別表第一号及び別表第三号に追記いたします。	有
4	ソフトバンク株	本改正案は、情報通信審議会から令和7年12月8日に一部答申された「22GHz帯FWAシステムの	前半部分については本案についての賛同意見	有

	式会社	高度化に関する技術的条件」の内容に沿うものであり、無線チャネル選択機能の具備による干渉回避など、既存の26GHz帯FWAと同様の円滑な運用を可能とする内容が盛り込まれていることから賛同します。 今後検討される事業者間の調整スキーム等の策定にあたっては、引き続き、免許人の実情や運用の実態を十分に踏まえ、柔軟かつ迅速な調整が可能となる仕組みを構築いただくことを希望します。 本改正案は、可搬型FWAに22.0～22.4GHz帯を割り当てる方針と理解しております。しかしながら、令和7年12月8日に一部答申された「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」に示された通り、22.0～22.4GHz帯の利用に際しては、電波天文業務の保護を目的とした離隔距離や保護エリアの確保が必要となります。これにより、当該周波数帯では一部地域において可搬型FWAが利用できなくなる可能性があります。 可搬型FWAは、イベント利用のみならず、自然災害時等の臨時通信回線として極めて重要な役割を担います。災害は電波天文観測所の周辺地域でも発生し得るため、現在の割当案のみでは、非常時の通信確保に支障をきたす恐れがあります。 つきましては、災害対応能力の確実な維持・向上および周波数の有効利用の観点から、可搬型FWAの運用周波数を22.0～22.4GHz帯に限定せず、22.5～23.0GHz帯においても利用可能とする柔軟な制度整備を要望いたします。	として承ります。 後半部分については御意見を踏まえ、非常時の通信確保に支障が生じないようにするため、可搬型FWAの運用周波数を22.0～22.4GHz帯に限定せずに22.5～23.0GHz帯においても利用可能とする形で新たに定める告示を修正いたします。	
5	株式会社国際電気	改正案は無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を工事設計書備考欄に記載することとしていますが、干渉調整には空中線の向きも重要となるため、緯度、経度に加えて空中線の指向方向も工事設計書備考欄に記載することが望ましいものと考えます。	御意見のとおり、無線局免許手続規則別表第二号の三第1に干渉調整に必要な空中線の指向方向を追記いたします。	有
6	自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会	FWA高度化システムが使用する22GHz帯には、電波天文の一次分配帯域（22.21-22.5 GHz, 23.6-24.0GHz）および、脚注J39により「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされている帯域（22.01-22.21GHz, 22.21-22.5 GHz, 22.81-22.86GHz, 23.07-23.12GHz）が存在し、国内電波天文局でも観測が行われています。 「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」に関する陸上無線通信委員会報告で	御意見を踏まえ、電波法関係審査基準の検討の際に、必要に応じて事前に電波天文業務用の受信設備との運用調整を行うことについて対応いたします。	無

		は、当該周波数帯の観測を行う国内10か所の電波天文局（電波天文受信設備指定されていない局を含む）との共用検討が示され、電波天文業務保護のために「適切な離隔距離や保護エリアの確保が求められる」とされています。また、この報告（案）に対するパブリックコメントで我々国立天文台電波天文周波数委員会は報告書に基づく運用調整の確実な実施を求め、陸上無線通信委員会からは、「ご意見については、総務省が制度整備の検討をする際に参考とされるものと考えます。」と回答いただきました。 これを受けた情報通信審議会からの一部答申には、「新たにFWA高度化システムを導入する際には、既設の他システムとの共用を考慮する必要がある。（略）22GHz 帯における他システムとの周波数共用は電波天文業務の受信設備が対象となり、22.01GHzから22.5GHzまで、22.81GHzから22.86GHzまで及び23.07 GHzから23.12GHzまでの周波数を使用する陸上移動局の移動範囲については、必要に応じ事前に電波天文業務用の受信設備との運用調整を行うことが適当である。」と明記されております。 つきましては、制度化に際しては共用検討及び答申の趣旨を反映し、当該帯域を観測する国内電波天文局と必要に応じて事前の運用調整を行う規定としていただきたくお願いいたします。		
7	個人	省令案を支持しますが、22GHz帯FWA高度化システムの導入を機に、地方普及を義務化し、通信料金の公共料金化を推進すべきです。 FWA高度化は地方のブロードバンド格差解消に有効ですが、普及率75%未満（総務省2025年データ）の地方で実効性がなければ意味ありません。大手寡占による料金高止まり（月5,000円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています。改正で技術基準を整備するなら、地方普及を事業者義務化し、公共料金化（基本プラン月3,000円以下上限、シンプルプラン限定）で家計負担10-20%軽減を実現してください。これでデジタルデバイド解消と持続可能な社会を構築できます。省令案に反映を求めます。	本案についての賛同意見として承りますが、御意見に係る公共料金化については、本件の対象外であり、原案のとおりとさせていただきます。	無